

関西電力株式会社取締役代表執行役社長 森 望 様

10・26反原子力デーに際して、関西電力への申し入れ

ヒバク反対キャンペーン

今、原発は重大事故発生の危険（リスク）を前提として運転されています。福島原発事故後の新規規制基準策定と原発再稼働に当たり、原子力規制委員会の田中委員長は「絶対安全とは言わない」と明言しています。

原発の運転は通常でも被ばく労働を必要とします。一旦重大事故が起きれば労働者の被ばく限度は広島原発の 1.7km 遮蔽なしの被ばくに相当する極めて高線量の 250mSv に引き上げられます。福島原発事故では 700mSv 近い被ばくを被った労働者もいます。労働者の人権侵害に他なりません。避難計画では 1 週間に 100mSv を超えないようにとされており、一般公衆の被ばく限度年 1 mSv を超えたこのような高線量被ばくは生命や安全の権利を侵害するものです。更に事故後も、廃炉・汚染水対策で被ばくさせられます（私たちはトリチウム汚染水海洋放出に反対しています）。フクシマ・チェルノブイリを繰り返してはなりません。

貴社は依然として原発に依存する経営を行い、老朽原発の延命路線を突き進もうとしています。老劣化によるトラブル・故障・事故を頻発させる一方、事故原因の究明を切り上げての運転再開、次の定検までのひび割れ放置の強硬運転、異常発見時の無理な運転継続や工事が不完全なままでの運転再開前倒しなどで、予想外の危険な事態を招き、重大事故につながりかねません。

7月13日『東電株主代表訴訟』東京地裁判決は、巨大津波が予見できたのに防潮堤や水密化の対策を先送りし、取締役としての注意義務を怠って事故を招いたと認定しました。「広範な地域及び国民全体に対しても甚大な被害を及ぼし、我が国そのものの崩壊にもつながりかねない」。大事故が「万が一にも」起こらないようにする義務があるのに、怠ったと厳しく指摘しました。「絶対安全とは言わない」原発運転も同罪を犯します。貴社は東京地裁判決の指摘を他社のこととせず、勇気をもって原発から撤退すべきです。

私たちは、若狭連帯行動ネットワークの申し入れ事項に賛同し、貴社に、下記の事項を強く申し入れます。

1. 高浜1号は運転開始48年の国内最古かつ原子炉圧力容器の中性子脆化が最も進んだ危険な老朽原発です。運転開始47年の高浜2号、同46年の美浜3号と共に40年超運転を断念し、廃炉にしてください。
2. 配管のひび割れや蒸気発生器細管の減肉など老劣化の進む高浜3・4号と大飯3・4号を廃炉にしてください。大飯3号で強行しようとした「次回定検までのひび割れ放置運転」を二度としないでください。
3. むつ市への使用済燃料の中間貯蔵押しつけを断念し、使用済燃料をこれ以上生み出さないでください。貴社による「福井県外での中間貯蔵施設立地」の約束、すなわち、①2010年まで、②2018年中、③2020年末まで、のいずれも実現できず、運転停止などの約束を反故にしました。④2023年末までが現在の約束です。「4度目の正直」として、これを守れない限り、すべての原発を運転しないでください。
4. 高浜3・4号でのプルサーマルを即刻中止し、大飯原発にプルサーマルを広げないでください。プルトニウム利用を断念し、これ以上、MOX燃料の発注・輸送・輸入をしないでください。六ヶ所再処理工場の閉鎖を日本原燃に求めてください。
5. 「福島賠償費・原発関連費の今年度分約288億円（一般負担金「過去分」156億円/年と廃炉円滑化負担金132億円/年）」を託送料金に加算して回収するのをやめ、電気料金を下げてください。
6. 取替や廃炉による美浜・大飯・高浜原発の蒸気発生器33基をはじめ給水加熱器や核燃料輸送・貯蔵用キャスクなど大型放射性廃棄物の輸出、海外での溶解・再利用の計画を断念し、密閉管理し続けて下さい。
7. 東京電力の事故責任を認定した最高裁決定を受け、原発依存の経営方針を「脱原発・脱石炭」、「再エネ拡大」へ大転換してください。

以上

連絡先 川西市向陽台1-2-15 建部 暹